

## 条例化が必要とされる基準

**【介護保険法に基づく基準】**

- ① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ② 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ③ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
- ④ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- ⑤ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
- ⑥ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- ⑦ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

**【老人福祉法に基づく基準】**

- ① 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- ② 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

**【社会福祉法に基づく基準】**

- ① 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準